

飼育動物へ去勢不妊の施術を求める署名簿

伊達市 国見町 ●●●●様

【署名の趣旨】

- 1、全頭に不妊手術を受けさせましょう。
- 2、増やしたいなら、繁殖するのではなく、保健所から不幸な命を引き取って、去勢不妊手術を受けさせて、飼いましょう。

【署名の理由】

貴殿は昨年12月、オス2匹を去勢をしました。メス3匹についても、不妊手術をするものだと思っていましたが、貴殿は今年に入ってから「あと一匹だけ増やしたい。少し前に一匹産まれて死んだ」と仰いました。猫は一度に4～5匹産みます。3匹のメスが5匹ずつ産んだら15匹になります。一匹だけを飼い、あとの14匹は捨てるのでしょうか。もともとメスが3匹いる為、このままでは、際限なく産まれます。その猫たちをどうするつもりでしょうか。

飼い主が死んだ後、多頭の猫が不幸にも野良化したり、全頭が保健所へ渡されたりしている例が、あとを断ちません。

貴殿が一匹だけ増やしたいと考えたところで、一匹しか産まないということはありません。あと一匹だけ増やしたいなら、保健所から不幸な命を一匹引き取って、不妊手術を受けさせて大切に飼ってあげれば、動物愛護法に反することにはなりません。

貴殿が今後、遺棄はしないとしても、繁殖と衰弱死、繁殖と交通事故死、繁殖と野良化を繰り返すことになるでしょう。これらは自然淘汰とは言いません。虐待飼育にあたります。

貴殿の実態を知り、福島産の農作物の不買運動をしようという人が増えています。放射線問題では福島県産でも気にしないとってくれた人達が、猫の虐待飼育に対する抗議の不買運動をするそうです。つまり貴殿一家は、猫を不幸にしたばかりでなく、福島県の農家全体をも巻き込んでしまったのです。以上の理由からも全頭に不妊手術を受けさせるべきでしょう。

【動物愛護法】 ●愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。●愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、五十万円以下の罰金に処する。●愛護動物を遺棄した者は、五十万円以下の罰金に処する。●繁殖制限の努力義務～～努力義務とは努力する義務があるのであって、努力した証がなければ努力義務に反します。

趣旨に賛同し、ここに署名致します。(署名は子供でもできます)

【集約先】主婦 ボランティア 〒960-8066 福島市矢剣町11-3 星野節子 024-563-7650 (tel fax)
裏もご覧ください→→

署名簿を当該飼い主へ提出しても、23年8月25日までに前向きな回答が得られなかった場合には、県警本部に当該飼い主についての処分を真剣に考えて頂かなくてはなりません。

それには多くの皆さんが声をあげる必要があります。

警察は世論を無視できないからです。

23年9月9日（金）に県警本部へ
皆で告発状の受理等のお願いに行きましょう
多数の皆様のご参加をお待ちしております



福島駅 東口 花時計の前

23年9月9日（金）

午前10時集合